

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	1-019796

2 指名停止措置期間 令和5年5月9日～令和5年6月8日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

(株)フジタの従業員は、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島(3) 宿舎新設建築工事(その1)」において、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(1)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2)、(3) (略)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
 茨城県常陸太田市金井町3690  
 電話 0294-72-3111